

セグロウリミバエの被害が深刻です

家庭菜園中の皆様、
聞いてください！

沖縄本島地域でセグロウリミバエの緊急防除を実施！過去に県内でウリ科果実等に被害をもたらしたウリミバエと同じ属の害虫で、幼虫が果実に寄生すると腐敗・落果します。もし果実の中にウジがいたら要注意！



お願いしたいこと 3点

- ①ウリ科の家庭菜園、自粛願います
暫定、R7.12月末までの予定
- ②育ちの悪い果実や、熟れすぎた果実、
畑に放置しないで！
それらはセグロウリミバエの好物です。
- ③用法容量厳守で農薬を使用してください
農薬のラベルを必ず確認！



詳しくはHPへ

“ウリ科”その他
注意が必要なもの

家庭栽培自粛

ゴーヤー、へちま、冬瓜など

ほかにも気を付けて

トマト、ピーマン、
パパイア、
とうがらしなど

もし見つけたら、「沖縄県病害虫防除技術センターTel:098-886-3880」
または「沖縄県農林水産部営農支援課 Tel:098-866-2280」にご連絡を！

戸籍に“フリガナ”が記載されます！

これは事前の
お知らせです！うるま市本籍の方は8月頃の
通知発送を予定しています。

令和7年5月26日の戸籍法改正を受け、戸籍にフリガナを記載することになりますが、ただいま事前準備中です。本籍地の市区町村長より戸籍に記載される予定のフリガナが通知されますので、必ずご確認ください。



詐欺に注意！

フリガナの届出に
手数料はかかりま
せん。届出をしな
くても罰則はあり
ません。

詳しくは、
「広報うるま 8月号」で
お知らせ予定です！



HPもチェック

—— 令和7年5月26日から ——
戸籍にフリガナが記載されます

フリガナの通知を
必ず確認しよう！

本籍地の市区町村長から
氏名のフリガナの通知が
送られてくるよ！
フリガナが誤っていたら
令和8年5月25日までに
届出をしてね！

戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」

制度の詳細はこちら

戸籍 フリガナ



法務省民事局

フリガナが正しい場合には
届出をしなくても通知のとおり
戸籍に記載されるから大丈夫！